

令和9年度岩手県立大学入学者選抜の変更点について

令和7年4月1日

1 四大

編入学試験

社会福祉学部について、次のとおり変更します。

変更前	変更後												
<p>区分：一般 出願資格</p> <p>次のいずれかに該当する者 (1)～(6) (略)</p> <p>選抜方法 学力検査及び面接によって行い、総合点の順位により判定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>総合問題</td> <td>200点</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>200点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>400点</td> </tr> </table>	総合問題	200点	面接	200点	合計	400点	<p>区分：一般 出願資格</p> <p>次の全てに該当する者</p> <p>1 次のいずれかに該当する者 (1)～(6) (略)</p> <p>2 英語に関して次のいずれかの条件を満たす者</p> <p>(1) 1に掲げる学校において英語の科目を4単位以上修得していること。</p> <p>(2) 実用英語技能検定2級以上の資格を有していること。</p> <p>(3) TOEICなど社会福祉学部が認める検定試験を2025年4月以降に受検し、実用英語技能検定2級以上と同等の試験結果を得ていること。</p> <p>選抜方法 学力検査及び面接によって行い、総合点の順位により判定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>総合問題</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200点</td> </tr> </table> <p>※令和9年度入試より英語の要件を出願資格に含めたことから、総合問題には英文を読解する問題は含まれません。</p>	総合問題	100点	面接	100点	合計	200点
総合問題	200点												
面接	200点												
合計	400点												
総合問題	100点												
面接	100点												
合計	200点												
<p>区分：推薦 出願資格</p> <p>次のすべてに該当し、学長又は校長が責任を持って推薦できる者 (1)～(3) (略)</p>	<p>区分：推薦 出願資格</p> <p>次のすべてに該当し、学長又は校長が責任を持って推薦できる者 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 英語に関して次のいずれかの条件を満たす者</p> <p>① (1)に掲げる学校において英語の科目を4単位以上修得していること。</p> <p>② 実用英語技能検定2級以上の資格を有していること。</p> <p>③ TOEICなど社会福祉学部が認める検定試験を2025年4月以降に受検し、実用英語技能検定2級以上と同等の試験結果を得ていること。</p>												

2 研究科

社会福祉学研究科前期課程について、次のとおり変更します。

変更前	変更後
<p>出願資格</p> <p>1 一般 (略)</p> <p>2 社会人 (略)</p> <p>選抜方法</p> <p>1 一般 (略)</p> <p>2 社会人 (略)</p>	<p>出願資格</p> <p>1 一般 (略)</p> <p>2 社会人 (略)</p> <p>3 <u>外国人留学生</u></p> <p><u>日本国籍を有しない者（日本国永住者を除く。）で、志願区分「一般」の出願資格の(1)から(9)まで((9)の①を除く。)のいずれかに該当し、かつ次の項目のいずれかについて該当する者</u></p> <p><u>(1) 独立行政法人日本学生支援機構が行う日本留学試験の日本語科目で 230 点以上を、出願期間の前日から起算して 2 年前の日以降に取得している者。</u></p> <p><u>(2) 公益財団法人日本国際教育支援協会又は独立行政法人国際交流基金が行う日本語能力試験の合計点が、レベル N1 にあつては 110 点以上、レベル N2 にあつては 150 点以上を、出願期間の前日から起算して 2 年前の日以降に取得している者。</u></p> <p>選抜方法</p> <p>1 一般 (略)</p> <p>2 社会人 (略)</p> <p>3 <u>外国人留学生</u></p> <p><u>入学者の選抜は、専門科目（日本語）、面接（日本語）の結果及び出願書類等を総合して判定します。</u></p> <p><u>（専門科目は、共通問題と、2つのコースのうちから、受験者が志望するコースの問題を課します。）</u></p>

社会福祉学研究科後期課程について、次のとおり変更します。

変更前	変更後
<p>出願資格</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>出願資格</p> <p>1 <u>一般</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>(1)～(6) (略)</u></p> <p>2 <u>外国人留学生</u></p> <p><u>日本国籍を有しない者（日本国永住者を除く。）で、志願区分「一般」の出願資格の(1)から(7)までのいずれかに該当し、かつ次の項目のいずれかについて該当する者</u></p> <p><u>(1) 独立行政法人日本学生支援機構が行う日本留学試験の日本語科目で 230 点以上を、出願期間の前日から起算して 2 年前の日以降に取得している者。</u></p> <p><u>(2) 公益財団法人日本国際教育支援協会又は独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験の合計点が、レベル N1 にあつては 110 点以上、レベル N2 にあつては 150 点以上を、出願期間の前日から起算して 2 年前の日以降に取得している者。</u></p>